

申告期間は2月18日 ～ 3月17日

市・県民税の申告と所得税の確定申告

市・県民税の申告は、平成20年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間終了間際は混雑しますので申告はお早めにお済ませください。

市・県民税の申告

申告が必要な方

平成20年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。
給与所得者

勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方、パート、アルバイトなども含む）
平成19年途中に退職し、再就職していない方
2か所以上から給与の支払いを受けている方
給与所得以外に所得がある方
（営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方。20万円を超える場合は確定申告が必要）
給与所得者以外の方
所得税の確定申告の対象とならない営業、農業、不動産、雑報酬

などの所得がある方、所得税が課税になる所得金額に達しない方）
公的年金などの所得のみの方でも、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの所得控除を受ける方

市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方
他の市町村で課税されている方も、市内に事業所や住宅がある場合は、申告が必要です。（事業所・家屋敷課税）
収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書を必要とする場合があります。ですので、申告をお勧めします。

申告書の受け付け

申告期間に、申告会場（市役所6階会議室）で提出するか市民税課

平成20年度(19年分)の主な税制改正

住宅借入金等特別税額控除
税源移譲による所得税減少により、控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除のうち、税源移譲の影響分を市県民税所得割から控除できます。（詳細は8・9ページ）

19年度市・県民税の減額措置
税源移譲により、19年中の市県民税負担が増えたにもかかわらず、19年中の所得が下がり、所得税の減少効果が受けられない方には、一定の要件を満たした場合、19年度市県民税の減額措置が適用されます。（詳細は8・9ページ）

地震保険料控除の創設
詳しくは市民税課へお問い合わせください。

へ郵送してください。

申告会場の受付時間は9時～16時までで、土・日曜日を除きます。

なお、2月24日 と3月2日は受け付けます。

申告しなくてもよい方

所得税の確定申告をする方、確定申告で市・県民税の申告を兼ねる（給与収入のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出され

ている方、勤務先で確認できず）

市・県民税申告書を郵送

1月末に、次のいずれかに該当する方に郵送しています。

昨年、市・県民税の申告をした方
昨年、会社などを退職した方
その他、申告が必要と思われる方
確定申告書の送付に関しては、狭山市を所管する所沢税務署にお問い合わせください

所得税の確定申告

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。
 給与所得者
 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 年収が2千万円を超えている方
 給与所得以外の所得が20万円を超えている方
 雑損、医療費、寄附金、住宅借入金等特別控除などを受ける方
 勤務先で年末調整を受けなかつ

た方(平成19年の途中で退職または、退職し再就職したが、退職分の給与を年末調整に含めなかつた方を含む)
 給与所得者以外の方
 営業、農業、不動産、雑、報酬などの所得が所得控除額を超えている方
 土地、建物、株式などの譲渡をした方
 公的年金などの所得のみの方でも、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得控除を受ける方

所得税の還付

2月24日 と3月2日 は相談・受付を行います
 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する場合には、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。
 融資を受け、住宅を取得か増築した方
 10万円(合計所得金額が200万円未満の方は、その5%)を超える医療費を支払った方
 年の途中で退職し、再就職していない方など

納税は期限内にお忘れなく

平成19年分の確定申告の納期限は3月17日 です。期限内に納付をお願いします。納付には、手間がかからず、納期限を忘れる心配のない口座からの振替納税が大変便利です。ぜひ、ご利用ください。また、すでに利用している方は、預貯金口座の残高をご確認ください。

申告は、自書申告いで

確定申告書などの提出書類は、ご自分で正しく作成する、自書申告となつていきますので、ご協力をお願いします。

なお、申告書の用紙は、1月中旬

年金・給与所得者の確定申告説明会・相談会
 申告書の作成、提出ができる説明会・相談会を行います。

開催日	対象地区
2月4日	柏原地区、新狭山地区
2月5日	入間地区、堀兼地区
2月6日	入間川地区、奥富地区
2月7日	水富地区、狭山台地区

いずれも市役所6階会議室、9時～11時と13時～15時

市・県民税申告や確定申告に必要なもの

印鑑、筆記用具、計算機など
 平成19年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)
 各種控除に必要な資料(平成19年中に支払いをしたもの)
 国民健康保険税、介護保険料などの領収書か証明書など、国民年金保険料の支払い証明書と領収証書、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 医療費控除を受ける方は、平成19年中に支払った病院、薬局などの領収書(あらかじめ病院ごと、個人ごとにまとめ、合計金額を計算してください)と保険金などで補てんされた金額の分かる通知など
 所得税の還付申告を受ける方は、申告書本人名義の預貯金通帳、キャッシュカードなどで口座番号が分かるもの

確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告が必要な方で、次に該当する方は、ご自分で申告書を作成の上、郵送などで直接所沢税務署へ提出してください。
 営業等所得、農業所得、不動産所得がある方
 土地、建物、株式の譲渡所得、先物取引などの分離所得がある方
 青色申告をする方
 住宅借入金等特別控除を受ける方
 贈与税、相続税の申告をする方
 相談時間は9時～12時と13時～17時。土・日曜日を除く。ただし、

問合せ

●市・県民税に関すること

市民税課 〒350 1380 狭山市入間川1 23 5へ内線10911095

●所得税に関すること

所沢税務署 申告案内窓口 〒350 8601 所沢市並木1 7へ 2993 9100